保護者 様

袁	名		
園長	名		

感染症に伴う登園の許可について

児童福祉施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、感染症回復時の登園基準を定めています。基準は、「保育所における感染症対応ガイドライン」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取県東部医師会で検討されたものです。(以下に示しています)下記の病気にかかった場合、医師の許可を得て登園してください。また、そのうち、「出席停止期間」が「感染の恐れがないと確認するまで」のものについては「登園届」(別紙)を園に提出していただきますよう、よろしくお願いします。

「登園届」			
が必要な	病名	出 席 停 止 期 間	
もの(〇)			
	第一種伝染病()		
0	*新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染	治癒するまで	
	症		
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	
	五口吃	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤	
	百日咳 	による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで	
	 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、	
	加口ほ子下脉炎(のたがくがし)	全身状態が良好となるまで	
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
0	結核	感染の恐れがないと確認するまで	
0	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで	
0	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで	
0	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで	
0	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで	
	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで	
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで	
	その他(とびひ、手足口病、水いぼ、りんご病等)	医師の指示に従って〈ださい	

お子さまが一日も早く快適に生活できるよう、感染症羅患時はなるべく外出を避け、安静に過ごしてください。

登園届					
園 園長 様					
<u>(病名) と診断され、 年 月 日</u> より、					
<u>(医療機関名) において治療を受けていましたが、</u>					
病状が回復しましたので、 <u>年月</u> より登園いたします。					
<u>記入日: 年 月 日</u>					
(園児氏名) <u>組</u>					
(保護者氏名)					